

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	農産物マーケティング室	整理番号	1-1
処分の種類	地方卸売市場の認定の取消し				
根拠法令条例等・条項	卸売市場法第11条第1項(法第14条の規定により準用)				
処分の概要	地方卸売市場の認定の要件を欠いた卸売市場に対する認定の取消し				
処分基準 (未設定の場合は その理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】卸売市場法第11条 (認定の取消し)</p> <p>第十一条 農林水産大臣は、中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するときは、当該中央卸売市場に係る第四条第一項の認定を取り消すことができる。</p> <p>一 当該中央卸売市場が、第四条第一項の農林水産省令で定める基準に該当しないこととなったとき。</p> <p>二 当該中央卸売市場が、第四条第五項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。</p> <p>三 その開設者が、第五条第一号、第二号又は第四号に該当するに至ったとき。</p> <p>四 その開設者が、開設する卸売市場について不正の手段により第四条第一項の認定(第六条第一項の変更の認定を含む。)又は第十三条第一項の認定(第十四条において読み替えて準用する第六条第一項の変更の認定を含む。)を受けたことが判明したとき。</p> <p>五 その開設者が、次条第一項若しくは第二項(これらの規定を第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項(第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>六 その開設者が、この法律若しくは第五条第二号の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p>				
基準の制定根拠	—				